

平成 2 5 年度 (No. 2)

監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査

旭 川 市 監 査 委 員

旭 監 第 143 号
平成25年12月20日

旭 川 市 長 西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長 三 井 幸 雄 様
旭川市教育委員会委員長 金 丸 浩 一 様

旭川市監査委員 武 田 滋
旭川市監査委員 中 島 孝 志
旭川市監査委員 能登谷 繁
旭川市監査委員 中 村 徳 幸

監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期 監 査

1	監査の対象部局及び実施期間	1
2	監 査 の 範 囲	1
3	監 査 の 方 法	2
4	監 査 の 結 果	2

第 2 定期 監 査（工事 監 査）

1	工事の対象部局及び実地調査日	5
2	監 査 の 対 象	5
3	監 査 の 方 法	5
4	監 査 の 結 果	6

第 1 定 期 監 査

1 監査の対象部局及び実施期間

対 象 部 局	期 間
総 務 部	平成25年9月2日 ~ 平成25年11月20日
税 務 部	
子 育 て 支 援 部	
経 済 観 光 部	
農 政 部	
都 市 建 築 部	
学 校 教 育 部	

2 監 査 の 範 囲

平成25年4月1日から平成25年7月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

○ 総務部

- (1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務，報酬，賃金，修繕費，公課費を対象とした。

○ 税務部

- (1) 収入に関する事務…市民税賦課関係事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で報酬，旅費を対象とした。

○ 子育て支援部

- (1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務，負担金，備品購入費を対象とした。
- (2) 契約に関する事務…部共通で備品購入に係る事務を対象とした。
- (3) 財産管理に関する事務…部共通で備品管理事務を対象とした。

○ 経済観光部

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

○ 農政部

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

○ 都市建築部

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

○ 学校教育部

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務，賃金，負担金を対象とした。

(2) 学校に係る事務…予算経理事務（小学校5校，中学校2校）及び物品，施設等の管理事務（小学校4校，中学校2校）を対象とした。

3 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに，当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて，それぞれの書類を試査により照合，関係職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり，契約及び財産管理に関する事務は適正に処理されていると認められたが，収入，支出に関する事務及び学校に係る事務については，一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては，指摘，指導を受けたことを十分踏まえ，それぞれ必要な措置を講じ，今後の事務処理に万全を期されたい。

○ 総 務 部

(1) 支出に関する事務

ア 嘱託職員の報酬や臨時的任用職員の賃金の支出で，執務要領等で定める期日に支給することとされているが，遅れているものがあつた。 （総務課，人事課）

○ 税 務 部

(1) 収入に関する事務

ア 特定非営利活動法人に係る法人市民税均等割の減免申請について、法人市民税事務取扱要領で特定非営利活動法人の設立の認証を受けたことを確認できる書類（写）を減免申請書に添付することを求めているが、既に提出されている当該法人の登記事項証明書を確認して添付を求めているものがあつたことから、添付書類の必要性を含め実態と要領との整合性を図るよう検討されたい。（市民税課）

(2) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 子 育 て 支 援 部

(1) 支出に関する事務

ア 保育体制充実費補助金の補助対象経費の算定に当たり、提出を求めている就業規則等の資料の提出がなく、補助対象保育士であることの確認ができないにもかかわらず、補助対象経費とし、交付決定していたものがあつた。

（こども育成課）－改善済

イ 旭川市私立幼稚園健康診断検査器具購入補助金の額の確定において、補助対象としない振込手数料を補助対象経費としていた。

なお、結果として交付額に影響はなかつた。（こども育成課）

(2) 契約に関する事務

特に指摘事項なし。

(3) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 経 済 観 光 部

(1) 支出に関する事務

ア 中小企業振興資金の融資に係る信用保証料補助金の交付は、交付申請書のほか、融資実行月の翌月に各金融機関から送られてくる貸付名簿を照合し審査するため、双方が揃った月の属する年度を補助金の交付年度としているが、平成24年度予算で支出すべきものを平成25年度予算で支出しているものがあつた。（経済総務課）

イ タイ青少年交流事業に対し負担金，補助金を交付しているが，対象経費が区分されていないため，各交付要綱において負担すべき経費と補助すべき経費を明確にすることを含め，交付の在り方について総合的に検討されたい。（観光課）

○ 農 政 部

(1) 支出に関する事務

ア 地力増強基盤整備事業助成金において，助成対象経費の算定に必要な見積書が添付されていないにもかかわらず，交付決定しているものがあつた。

（農林整備課）－改善済

○ 都 市 建 築 部

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 学 校 教 育 部

(1) 支出に関する事務

ア 大会運営費補助金の交付決定において，補助対象とならない別団体が運営する大会に係る分担金等を補助対象経費としていた。

なお，結果として交付決定額に影響はなかつた。（学務課）

イ 臨時的任用職員の賃金の支給において，通勤方法の種別を誤ったことにより1件3,511円が過払いのもの，また，通勤日数の集計を誤ったことにより2件6,770円が過払いのもの，1件309円が未払いとなっているものがあつた。

（教育政策課，学校保健課）

(2) 学校に係る事務

ア 学校敷地内に設置されている電柱等の使用者に対する行政財産の目的外使用許可の手續がなされていないものがあつた。（東陽中学校，神居東中学校）

イ 学校敷地内に隣接者の柵等が設置されていた。（神居東中学校）

ウ 学校敷地の境界部分において一部明確でないものが見受けられたので，調査を行い境界を明確に整理するよう検討されたい。（台場小学校）

第 2 定期監査（工事監査）

1 工事の対象部局及び実地調査日

対象部局 都市建築部
実地調査日 平成25年10月22日

2 監査の対象

平成25年度において施工中の建築工事のうち、当該年度における契約金額がおおむね3,000万円以上の工事の中から次の工事を選定した。

工事名 (仮称) 中心市街地団地（2-A）新築工事
工事場所 旭川市宮下通13丁目
担当課 公共建築課
工期 平成24年9月20日から平成26年5月30日まで
契約金額 381,045,000円
施工者 新谷・田中・松藤共同企業体
工事概要 鉄筋コンクリート造9階建
延床面積 2,632㎡

3 監査の方法

今回の監査は、建築工事等に関する専門的知識が必要となることから、監査対象工事に係る設計、積算、施工状況及び工事現場の安全管理のすべての技術面に関することについて、技術的調査を公益社団法人日本技術士会に委託し、技術士の派遣を求めて実施した。

なお、監査の実施に当たっては、関係職員から工事の概況説明を受けるとともに、技術士の現場調査に立会いの上、委託先から提出された調査報告書を基に実施した。

4 監査の結果

監査対象工事に係る設計，積算，施工状況及び工事現場の安全管理の技術面に関する
ことについて，公益社団法人日本技術士会から提出された調査報告書を考察した結果，当該
報告書における調査結果の範囲において，工事執行関係の諸手続は適切に行われており，
施工状態における工事技術上の問題もないと認められ，特に指摘する事項はない。